

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2015年12月号 | No. 12/2015

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

国際出願の電子出願及び手続

アイスランド、ノルウェー及びフィリピン：アイスランド特許庁、ノルウェー工業所有権庁及び知的所有権庁（フィリピン）によるePCT-Filing（ePCT出願）の受入れ

受理官庁としてのアイスランド特許庁、ノルウェー工業所有権庁及び知的所有権庁（フィリピン）（RO/IS、RO/NO及びRO/PH）は、以下の日程より、ePCTポータルでのePCT-Filing（ePCT出願）機能を利用した国際出願を受入れることを国際事務局（IB）に通知しました。

RO/NO	2015年12月1日
RO/IS	2016年1月1日
RO/PH	2016年1月4日

RO/NO及びRO/ISに関しては、PCT-SAFE及びEPOオンライン出願への追加となり、それぞれ上述日以降、記録媒体による電子形式での国際出願を受理しません。

電子形式による国際出願の提出に関するRO/NO及びRO/ISの詳細を含む更新された通知は、それぞれ2015年12月3日及び12月10日付けの公示（PCT公報）に掲載されました。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf

RO/PHの詳細を含む通知は、まもなく公示（PCT公報）に掲載されます。

PCT出願人の手引 附属書C（NO、IS及びPH）が更新されました。

アゼルバイジャン及びロシア連邦：アゼルバイジャン共和国国家標準化・度量衡・特許委員会及び連邦知的所有権行政局（Rospatent）（ロシア連邦）による電子形式での国際出願の受理及び手続の開始

受理官庁としてのアゼルバイジャン共和国国家標準化・度量衡・特許委員会及び連邦知的所有権行政局（Rospatent）（ロシア連邦）（RO/AZ及びRO/RU）は、以下の日程より、PCT規則89の2.1(d)に基づき、電子形式での国際出願の受理及び手続を開始することをIBに通知しました。

RO/AZ	2015年12月1日
RO/RU	2016年1月1日

当該官庁はePCTポータルでのePCT-Filing機能を利用した国際出願を受入れます。適用される手数料表の項目4に掲載された電子出願の手数料減額は手数料表I(a)に表示されています。

電子形式による国際出願の提出に関するRO/AZの詳細を含む通知は、2015年11月26日付けの公示（PCT公報）に掲載されました。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf

またRO/RUに関する詳細の通知は、まもなく公示（PCT公報）に掲載されます。

PCT出願人の手引 附属書C（AZ及びRU）が更新されました。

上述の官庁の受入れにより、ePCT-Filing を受入れる受理官庁は 32¹になりました。

国際事務局の閉庁日

PCT 規則 80.5 に基づく期間の計算に関して、国際事務局（IB）の 2016 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間の閉庁日は以下になります。

全ての土曜日、日曜日及び
2016 年 1 月 1 日
2016 年 3 月 25 日及び 28 日
2016 年 5 月 5 日
2016 年 5 月 16 日
2016 年 9 月 8 日
2016 年 12 月 26 日
2016 年 12 月 30 日

上述日は IB のみの閉庁日であり、国内及び広域官庁は該当しません。他の官庁の 2016 年の閉庁日は下記 PCT ウェブサイトにて閲覧可能です。

<http://www.wipo.int/pct/dc/closeddates/faces/page/index.xhtml>

PCT 出願のために米国の優先権書類を提出する際の DAS の利用

2015 年 11 月 30 日に出願データシート様式の変更と共に米国規則 37CFR1.14(h)の変更が発効し、米国出願人が米国特許出願のファイルコンテンツ（一件書類）を国外の知的財産官庁へ提供するための許諾を与える手続きが簡素化されました。当該変更の実務上の効果は、不注意により求められる許諾をしないことを減らし、上述日以降に出願された米国特許出願に基づく優先権書類を取得するための WIPO デジタルアクセスサービス（DAS）の利用が容易になることです。これまでは、先の出願に関する出願データシートを作成する際、米国特許商標庁が当該書類を他の官庁へ提供することを許諾するためのチェックボックスにチェックする必要がありました。現在は、当該出願データシートに最初から許諾することが記載され、チェックボックスにチェックすることで許諾を拒否することができます。これにより出願人は、先の出願において許諾をし忘れることが少なくなるでしょう。

¹ ePCT-Filing は現在、次の受理官庁に対して利用可能です：RO/IB, RO/AT, RO/AU, RO/AZ, RO/BR, RO/CA, RO/CL, RO/CO, RO/CZ, RO/DK, RO/DZ, RO/EA, RO/EE, RO/EP, RO/FI, RO/HU, RO/IN, RO/IS(2016 年 1 月 1 日から), RO/LV, RO/MX, RO/MY, RO/NO, RO/NZ, RO/PH(2016 年 1 月 4 日から), RO/PL, RO/QA, RO/RU(2016 年 1 月 1 日から), RO/SA, RO/SE, RO/SG, RO/TR 及び RO/ZA

先の米国国内出願に関する優先権書類の要件を満たすために DAS を利用する際には、米国出願番号、米国の出願日及び先の出願の受領通知に表示される 4 桁の確認番号であるアクセスコードを記載し、PCT 願書様式の関係箇所に記入する必要があります（国際事務局に対して先の出願の謄本を電子図書館から取得することを請求）。受理官庁へ謄本を準備し転送してもらう請求は、RO/US に国際出願を提出する米国出願人にとって好ましい選択です。

詳細は以下をご覧ください。

<https://www.federalregister.gov/a/2015-27335>

修正された出願データシートの“許諾又はアクセスを可能にする許諾の拒否”の項目は、先の出願の提出時のみ確認及び手続きされることにご留意下さい。それ以外では、要求される許諾を提出するための様式 PTO/SB/39（又は出願人が作成した同等のもの）が必要です。

PCT 最新情報

- AT：オーストリア（要求する写しの部数）
- AU：オーストラリア（Eメールによる通知、発明者の氏名及びあて名の提出期限、微生物及びその他の生物材料の寄託）
- AZ：アゼルバイジャン（電子出願、国の安全に関する規定、手数料）
- BR：ブラジル（代理人に関する要件）
- GT：グアテマラ（管轄国際調査及び予備審査機関）
- IL：イスラエル（手数料、国際出願の翻訳に関する要件、国内段階移行の特別な要件）
- IS：アイスランド（電子出願）
- KZ：カザフスタン（所在地及びあて名、電話及びファックス番号、インターネットアドレス、保護の種類、手数料）
- LA：ラオス人民民主共和国（管轄国際調査及び予備審査機関）
- MZ：モザンビーク（電話番号、通信手段）
- NO：ノルウェー（電子出願）
- PH：フィリピン（電子出願）
- RU：ロシア連邦（電子出願、手数料）
- SV：エルサルバドル（Eメールアドレス）
- VC：セントビンセントおよびグレナディーン諸島（国内段階移行期限）

調査手数料及び国際調査に関する他の手数料（スペイン特許商標庁）

予備審査手数料及び国際予備審査に関する他の手数料（スペイン特許商標庁）

PCT 関連資料の最新／更新情報

PCT 作業部会の報告書

2015年5月26日から29日まで開催された第8回 PCT 作業部会の報告書（PCT/WG/8/26）が通信により採択され、現在、同部会の他の文書と共に下記 WIPO ウェブサイトにて閲覧可能です。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=35593

PATENTSCOPE ニュース

国内コレクションの追加：大韓民国

PATENTSCOPE 検索サービスは、韓国語の特許データである大韓民国の国内特許コレクションを追加しました。大韓民国のコレクションは現在、新しい WIPO 標準 ST.96 でのフロントファイルデータを利用した韓国語での書誌データ、検索可能なフルテキスト及び図面から構成され約 340 万の資料を含みます。新しいデータは韓国知的所有権庁 (KIPO) の特許検索システムである KIPRIS で最初に公開された後、1 ヶ月以内に利用可能になります。韓国語が苦手なユーザには当事務局が開発したツール CLIR が韓国語での明細書及び図面の検索を補助します。

大韓民国の本特許データの追加により、PATENTSCOPE 検索システムでの特許文書の合計数は 5000 万件を超え、下記リンク先にて利用可能です。

<http://patentscope.wipo.int/search/en/advancedSearch.jsf>

実務アドバイス

国際出願の一部として及び国際調査のための配列表の提出

Q: 配列表を含む PDF 形式で、電子形式で国際出願を提出予定です。国際調査機関は国際調査のため、配列表をテキスト形式で提出するよう要求していますが、国際出願の提出後に配列表を提出することは可能ですか？

A: PCT 規則 5.2(a)によると、“国際出願が一又は二以上のヌクレオチド又はアミノ酸の配列の開示を含む場合には、明細書には、実施細則に定める基準を満たし、かつ、当該基準に従い明細書の別個の部分として表した配列リストを記載する”とあります。参照される当該基準とは、PCT 実施細則の附属書 C (“PCT に基づく国際特許出願におけるヌクレオチド及びアミノ酸の配列表の表示に関する基準”) 及び WIPO 標準 ST.25

(<http://www.wipo.int/standards/en/pdf/03-25-01.pdf> 参照) に規定されています。基準に準拠した配列表は以下、附属書 C/ST.25 配列表とします。附属書 C/ST.25 配列表は、国際段階における全ての PCT 機関 (受理官庁及び国際調査機関 (ISA) 及び国際予備審査機関 (IPEA))、また同様に国内段階における指定 (又は選択) 官庁において (PCT 規則 13 の 3.3 参照)、出願の審査に使用されます。

国際出願の一部を構成する配列表は、**国際出願の他の部分と同時に提出しなければならず**、明細書の別個の部分として作成する必要があります。配列表が国際出願日以降に提出される場合、通常は国際出願の一部とはならず、国際出願と共に公開されません。しかしながら、特定の状況下で (下記最後から 2 番目の段落を参照)、国際出願への追加が可能です。配列表を国際出願と同時に提出する場合、国際出願の一部として提出する旨を明示する必要があります。ePCT-Filing (ePCT 出願) では“国際調査”タブをご利用下さい。PCT-SAFE ソフトウェアでは、“内訳”ページに配列表の項目を加えるためには“生物”ページの“明細書の配列表”のチェックボックスにチェックを入れて下さい。

PDF の電子形式で国際出願を提出する際、明細書の配列表の部分をテキスト形式で提出することをお勧めします。配列表は国際調査のためテキスト形式で準備する必要がありますし、余分な手数料の支払いを避けるためでもあります。明細書の配列表の部分が PDF 形式で (又は紙で) 提出される場合、配列表を構成するページは国際出願の合計ページ数を決定する際に数えられ、

30枚を超える1枚ごとの手数料がかかるかもしれません。なお、当該手数料はテキスト形式で提出される配列表にはかかりません。

電子形式で提出される国際出願に含まれる配列表は、電子文書形式である必要があり、電子形式で国際出願を提出する目的において、受理官庁により特定された通信手段により提出される必要があります。ePCT-Filing 又は PCT-SAFE を利用して国際出願を提出する際、配列表ファイルの基本的な確認が行われます。当該ソフトウェアは配列が有効であるかの十分な確認は行いませんが、特定の必要なタグが含まれているか確認するため最初の数行をチェックします。

もし配列表が必要な要件を満たしていない、若しくはヌクレオチド又はアミノ酸の配列表が出願で開示されているが、配列表が提出されていない場合には、ISA は国際調査が適切に実施されるように、電子テキスト形式での附属書 C/ST.25 配列表を、指定した期間内に提出するように求める（様式 PCT/ISA/225 の使用）でしょう（PCT 規則 13 の 3.1(a)）。何れの場合にも、配列表は出願時における国際出願の開示の範囲を超える事項を含まない旨を記載した陳述書を作成する必要があります。また ISA に対し遅延提出手数料を支払う必要があるかもしれません（PCT 規則 13 の 3.1(c)）。ISA の必要な要件に従わない場合には、国際調査は制限され、すなわち審査官は特定の配列に関する請求の範囲の調査を行わないこともあります（PCT 規則 13 の 3.1(d)）。（国際調査のための配列表に関する要件は、国際予備審査にも適用される旨、ご留意下さい（PCT 規則 13 の 3.2)。）

国際調査のためテキスト形式で提出された配列表が国際出願の一部を構成せず、ISA に直接送付された場合には、ISA は IB へ写しを転送し、IB は出願の一部を構成していなかった旨を記載し、国際出願の公開時に PATENTSCOPE に配列表を掲載します。

配列表がフリーテキストを含む場合には、当該フリーテキストを明細書の主要な部分にも記載する必要があります（PCT 規則 5.2 及び附属書 C パラグラフ 36 参照）。

配列表提出のための基準に関する詳細は附属書 C をご参照下さい。電子形式での配列表の作成専用のソフトウェアが無料でご利用いただけます。例えば、

(1) “PatentIn” は米国特許商標庁の下記ウェブサイトから

<http://www.uspto.gov/web/offices/pac/patin/patentin.htm>

または日本国特許庁の下記ウェブサイトから

https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_tokkyo/shutsugan/idensi_txt_de-ta.htm

(2) “BiSSAP” は欧州特許庁のウェブサイトから。詳細は以下をご覧ください。

<http://www.epo.org/applying/online-services/online-filing/auxiliary/bissap.html>

出願の一部として配列表を含まなかった場合、下記の特定の状況において、後に提出された配列表が国際出願の一部になることが可能な場合もあります。

- 必要な条件が満たされている場合（PCT Newsletter 2014 年 12 月号の“実務アドバイス”参照）、PCT 規則 20.6 に基づく引用による補充により含める。しかし、PCT 規則 20.6 が受理官庁及び指定官庁の国内法令に適合しない場合、当該官庁は配列表の引用による補充

は受け入れません（*PCT Newsletter* 2015 年 7-8 月号の“実務アドバイス”参照）。

- もし配列表を引用により補充することができない場合、国際出願を完成するために国際出願日の 2 ヶ月以内に受理官庁へ提出が可能（PCT 規則 20.5(a)(i)）。この場合、配列表の提出日が国際出願日になります。
- 国際予備審査請求をする場合、出願時における国際出願の開示の範囲を超えない場合に限り、PCT 第 34 条に基づく明細書の補正として配列表を提出可能（PCT 規則 13 の 3.1(e)）。

配列表の提出に関する詳細は下記リンク先の *PCT 出願人の手引* 国際段階の paragraph 5.099 から 5.104 及び 7.005 から 7.012、

<http://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/pdf/gdvol1.pdf>

及び、下記リンク先の実施細則の附属書 C をご参照下さい。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/ai.pdf>

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧